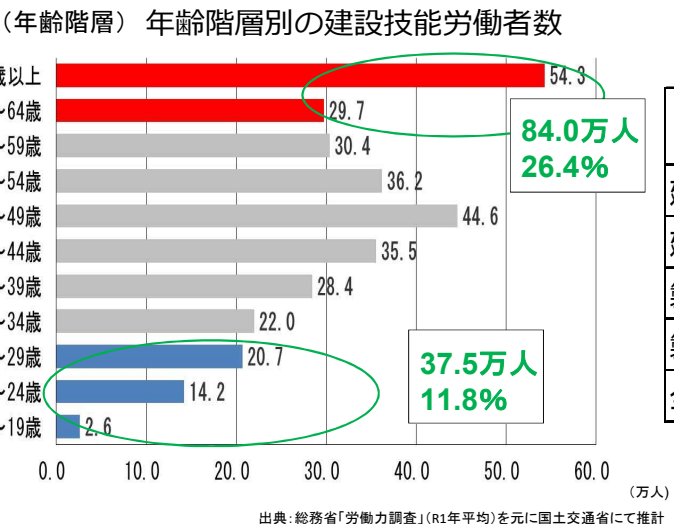


建設キャリアアップシステムの取組について

建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者(84.0万人、26.4%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。



給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

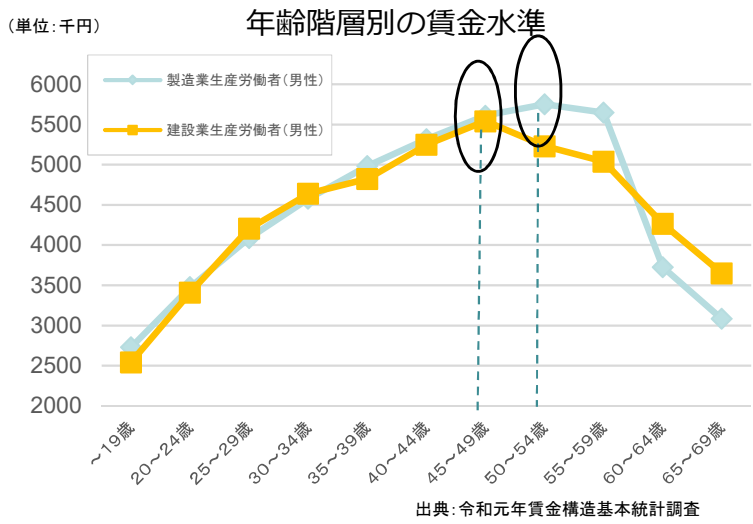
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	2012年 (単位:千円)	2019年 (単位:千円)	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7	4,623.9	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7	5,729.9	18.6%
製造業男性生産労働者	4,478.6	4,786.9	6.9%
製造業男性全労働者	5,391.1	5,587.8	3.6%
全産業男性労働者	5,296.8	5,609.7	5.9%

注: 建設業男性全労働者の上昇率は約3%の差

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

○製造業の賃金のピークは50~54歳であることにに対し、建設業の賃金ピークは45~49歳。
 ○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。



社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移(事業者単位)

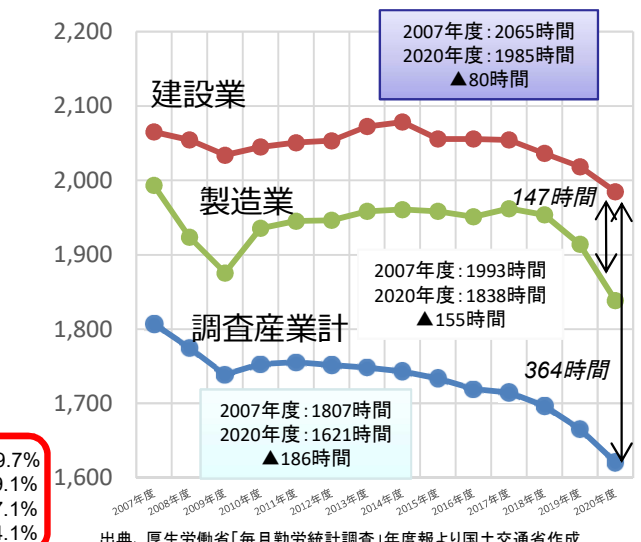
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%

出典: 公共事業労務費調査

元請: 99.7%
 1次下請: 99.1%
 2次下請: 97.1%
 3次下請: 94.1%

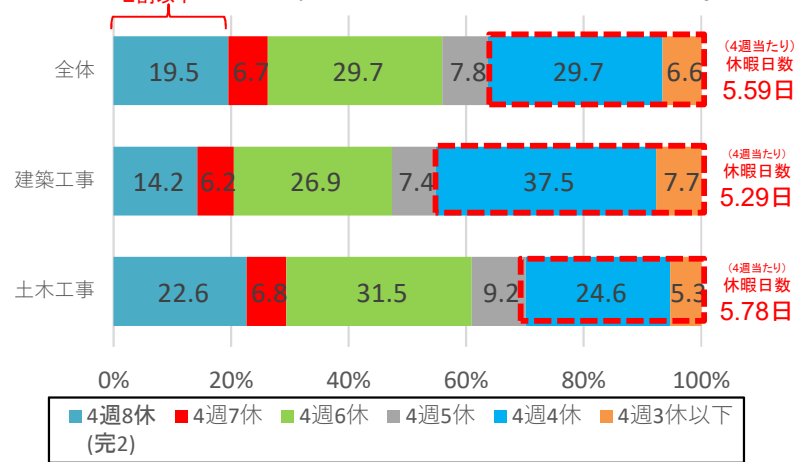
建設業は全産業平均と比較して年間360時間以上長時間労働の状況。

(時間) 年間実労働時間の推移



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

現在4週8休は2割以下 建設業における休日の状況(技術者)



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアール工事等が含まれる。

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及**を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の登録



- 【事業者情報】
 - ・商号
 - ・所在地
 - ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
 - ・現場名
 - ・工事の内容
 - ・施工体制 等
- 【技能者情報】
 - ・本人情報
 - ・保有資格
 - ・社会保険加入等

カードの交付・現場での読取



ピッ！

建設キャリアアップカード
建設 太郎

現場入場の際に読み取り

技能者にカードを交付

就業履歴を蓄積

技能レベルのステップアップ



レベル1 初級技能者 (見習い)

レベル2 中堅技能者 (一人前)

レベル3 職長レベル

レベル4 高度 マネジメントレベル

レベルに応じた処遇を実現へ

- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)

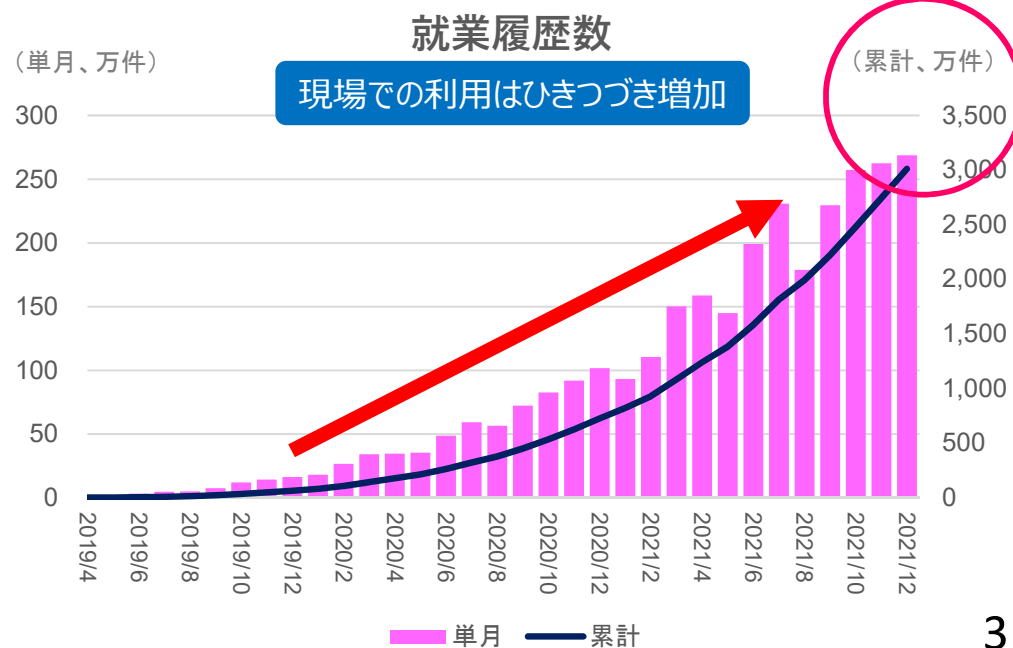
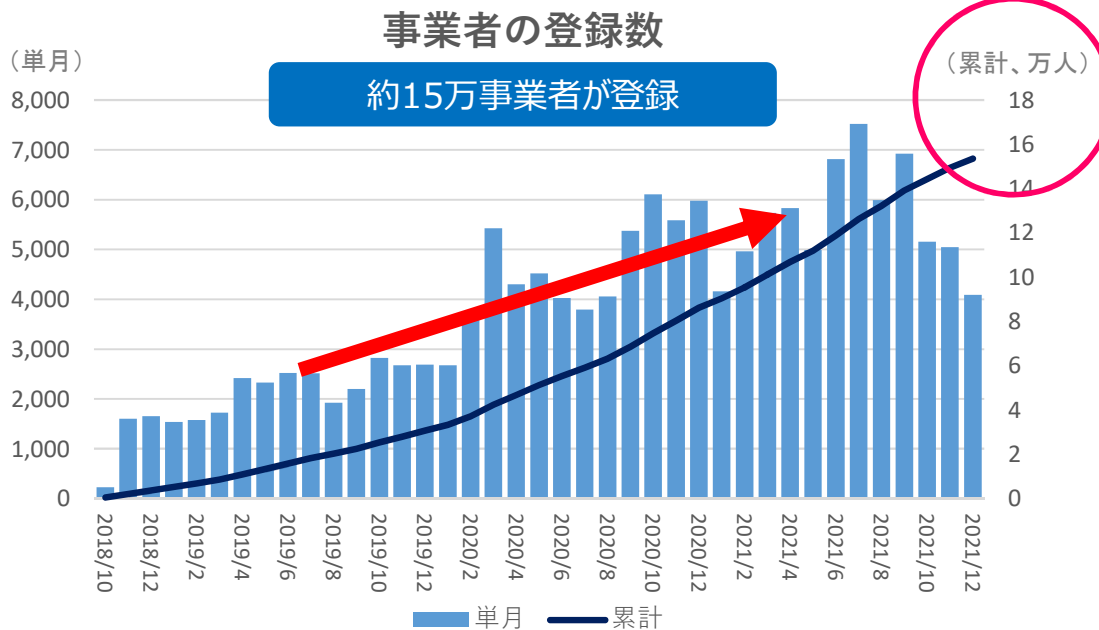
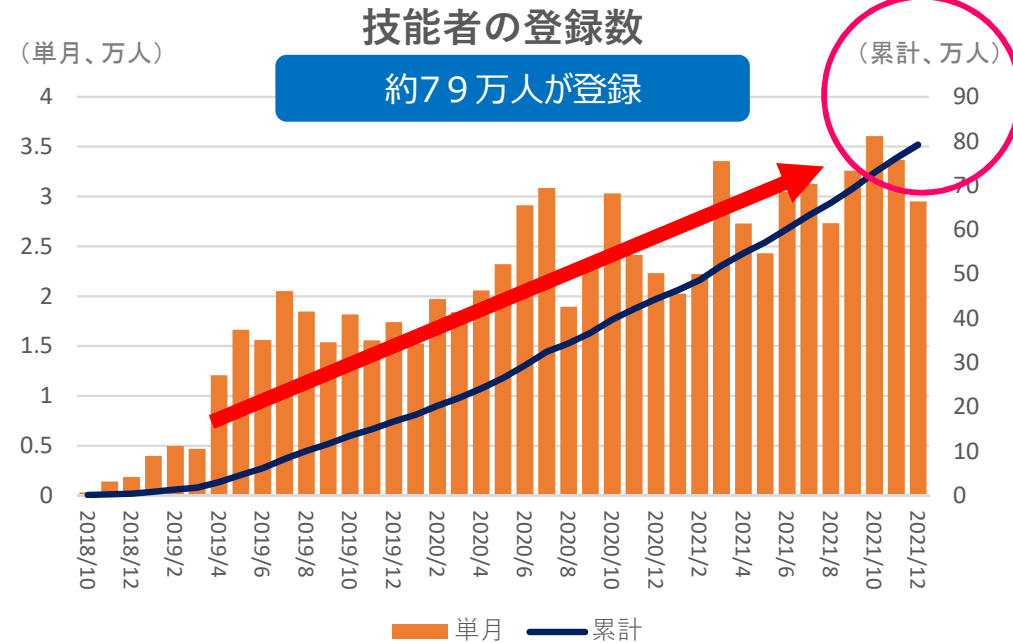
→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

- **技能者は約79万人が登録済み**
(年度内に90万人に迫るペースで増加。技能者の4人に1人が利用する水準に)
- **現場での利用数※は大幅に増加**
(※就業履歴数。直近で月・約270万回（令和3年12月実績）)
- **事業者の登録は約15万事業者※が登録**
(※うち一人親方は約4万事業者)

【参考】

	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	791,678人	3,180,000人	153,465社	200,279社

(注) (参考) 技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より
(参考) 工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より
国土交通省推計。



建設市場における元請完工高シェアと事業者登録の進展状況

- 建設市場全体でみると、元請完工高の2/3を担う元請企業がCCUSに登録済み。
- 特に、元請建設業団体会員企業では、市場規模の8割を担う元請事業者が事業者登録済み。
- 今後、登録の増加と併せて、CCUSの現場利用の促進に一層力を入れていくことが必要。

元請建設業団体会員企業**

(日建連・全建・全中建*) 完工高計 28.5兆円

元請完工高
300億以上

完工高計 15.6兆円

企業数 97社
登録済 89社

登録率
98%

完工高
15.1兆円相当

元請完工高
10億～300億未満

完工高計 9.2兆円

企業数 2,687社
登録済 1,505社

登録率
64%

完工高
5.9兆円相当

元請完工高
10億未満

完工高計 3.7兆円

企業数 15,316社
登録済 4,067社

登録率
36%

完工高
1.3兆円相当

設備・ハウスメーカー等**

(経審受審企業) 完工高計 32.5兆円

元請完工高
300億以上

完工高計 12.1兆円

企業数 111社
登録済 77社

登録率
73%

完工高
8.8兆円相当

元請完工高
10億～300億未満

完工高計 10.7兆円

企業数 2,964社
登録済 1,123社

登録率
43%

完工高
4.6兆円相当

元請完工高
10億未満

完工高計 9.8兆円

企業数 116,409社
登録済 21,497社

登録率
24%

完工高
2.4兆円相当

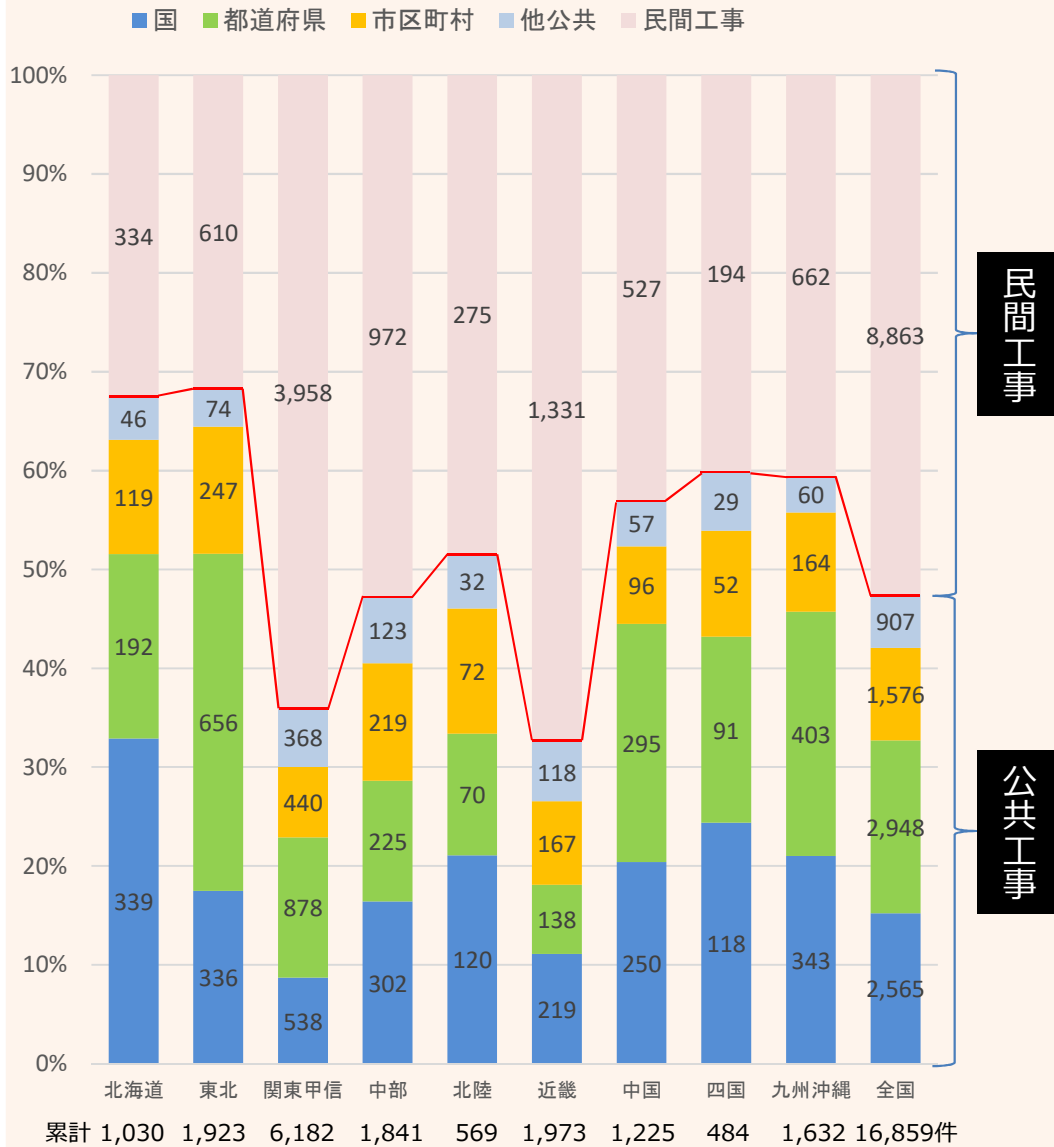
*経審受審企業の完工高を集計。元請建設業団体会員企業には全中建の会員を含まない。なお、同団体会員企業の登録率は23.4% (R2.12実施アンケート、回答母集団661社)。

**全建加盟企業のうち、大和ハウス、積水ハウス、トヨタホーム岡山はハウスメーカー等として分類。

経審データは2021年3月末有効先、CCUS登録データは2021年12月末の数値。4

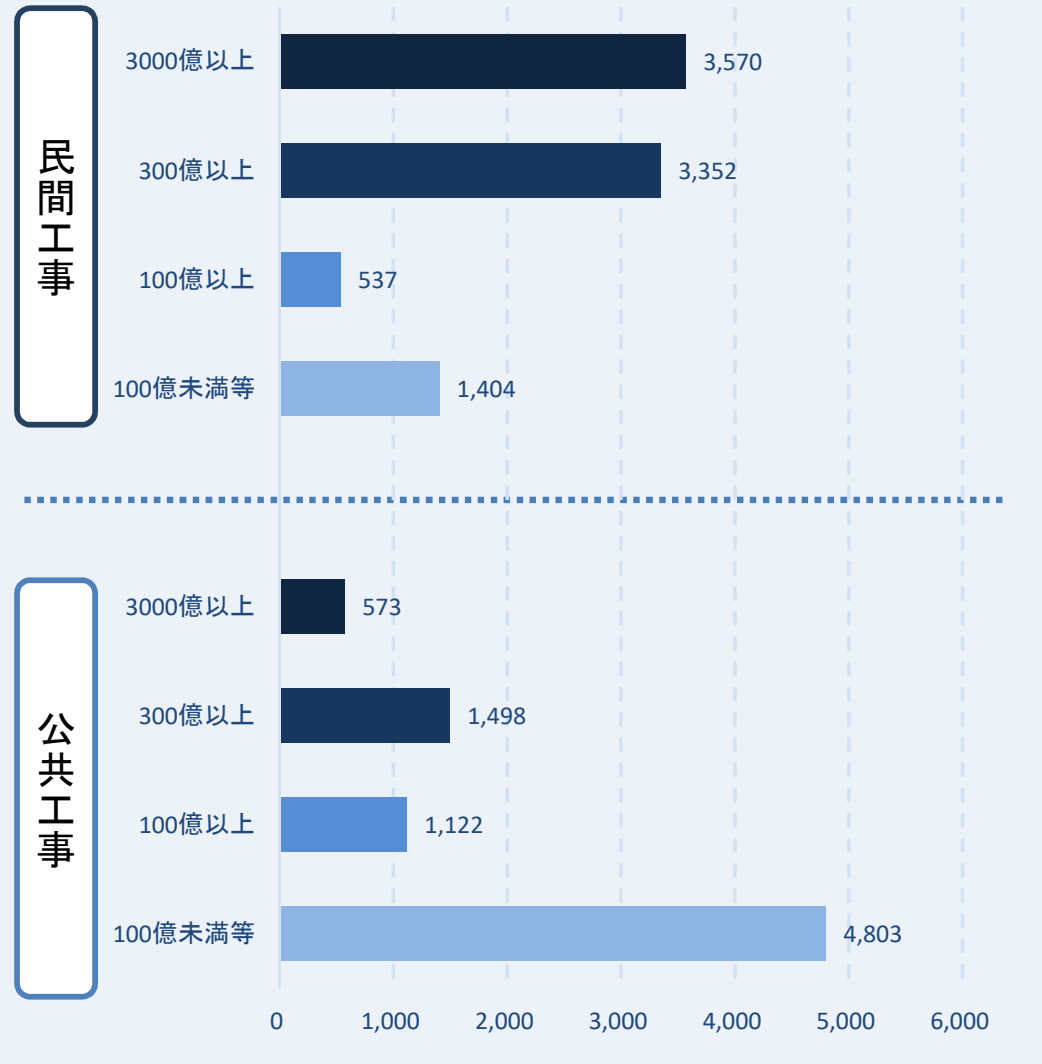
CCUS現場登録の状況（2021年4～12月実績）

発注者別の年度登録現場数（ブロック別）



事業者元請完工高規模別の年度登録現場数

(参考) 建設投資額見通し 公共：22.2兆円 民間：32.8兆円
国土交通省「令和2年度建設投資見通し（実質値）」



- ※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、4,200現場が登録
- ※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、年度累積（2021年4月～2021年12月）を集計
- ※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経審情報を連携させられない先（=完工高不明先、公共150・民間453現場）も含まれている
- ※ 地方区分は地方整備局等(沖縄は九州に包含)に準じた

職種別技能者のCCUS登録状況

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数
01 特殊作業員	38,195
02 普通作業員	83,359
03 軽作業員	2,653
04 造園工	5,992
05 法面工	3,919
06 とび工	70,728
07 石工	2,140
08 ブロック工	994
09 電工	63,212
10 鉄筋工	30,706
11 鉄骨工	9,294
12 塗装工	15,308
13 溶接工	9,214
14 運転手(特殊)	36,567
15 運転手(一般)	9,532
16 潜かん工	348
17 潜かん世話役	50
18 さく岩工	51
19 トンネル特殊工	2,883
20 トンネル作業員	3,685
21 トンネル世話役	635
22 橋りょう特殊工	2,672
23 橋りょう塗装工	567
24 橋りょう世話役	1,265
25 土木一般世話役	15,998
26 高級船員	1,109
27 普通船員	1,534

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数
28 潜水士	1,320
29 潜水連絡員	72
30 潜水送気員	276
31 山林砂防工	6
32 軌道工	1,553
33 型わく工	38,922
34 大工	9,921
35 左官	14,290
36 配管工	38,673
37 はつり工	4,311
38 防水工	16,194
39 板金工	11,817
40 タイル工	3,382
41 サッシ工	3,109
42 屋根ふき工	1,008
43 内装工	40,030
44 ガラス工	3,864
45 建具工	8,140
46 ダクト工	9,130
47 保温工	9,522
48 建築ブロック工	3,762
49 設備機械工	11,329
50 交通誘導警備員A	655
51 交通誘導警備員B	1,117
52～ その他計	146,655
技能者総数	791,668

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者*
電工	416,180
大工	350,000
配管工	216,730
塗装工	139,530
とび職	104,970
建機等操作	75,160
左官	73,470
板金工	50,470
型枠大工	45,670
鉄筋工	32,070
植木職, 造園師	27,430
ブロック積・タイル張工	27,060
溶接工	26,080
屋根ふき工	20,020
鉄骨工・橋梁工	13,930
運搬従事者・運転手	12,020
石工	5,220
警備員	1,360

*建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。

出典：建設業振興基金（2021年12月末技能者登録数
平成27年度国勢調査より

建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

- ◎ CCUS情報発信・理解促進
・CCUSサテライト説明会
・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 登録のサポート体制
・認定登録機関 等

- ◎ 現場ニーズに応じたツール多様化
(携帯電話やスマホ顔認証)
- ◎ 各種資格情報の効率的な確認
- ◎ 現場管理の効率化・安全書類等とのデータ連携

- ◎ 週休2日の推進への活用
(公共発注者による利活用)
- ◎ カードタッチ等のポイント還元
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携

「技能者の処遇改善」

(技能者の賃金上昇が労務単価の上昇として反映)

「明確なキャリアパス」

「人材を雇用する企業が伸びる環境」

STEP 1

システムへの登録促進
元請・専門工事企業の登録を促進
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

STEP 2

現場での利用の促進
元請による現場カードリーダー等の設置促進
技能者による就業履歴の蓄積の促進

STEP 3

技能者の処遇等への反映
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

新3Kの実現
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

- ◎ 求人・求職活動との連携
- ◎ 公共工事における企業評価
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

- ◎ 公共工事における企業評価
(総合評価やモデル工事での加点)
- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 外国人就労現場における利用推進

- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進
- ◎ 施工能力等の見える化評価
- ◎ 建設人材育成企業の顕彰
- ◎ 賃金改善に係る助成金制度

- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
・標準見積書の活用による労務費等の見積り
(技能者の技能・地位に応じた見積りの促進)
- ・元請による見積り尊重と請負価額の適正

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会のもと官民一体で推進

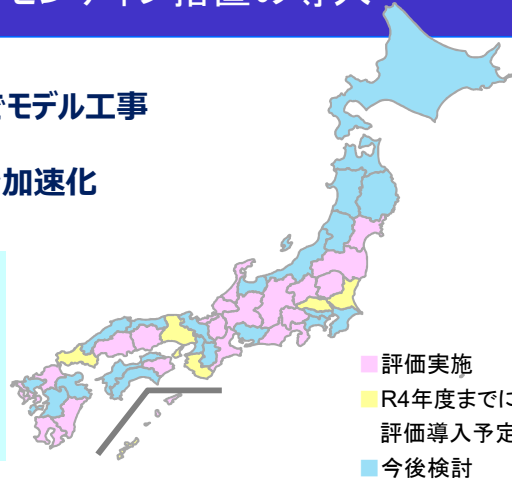
国交省CCUSポータルサイトで各種支援や取組を一元的に情報発信

公共工事発注者によるインセンティブ措置の導入

- ◎ 国の直轄工事のほか、都道府県や独法等でモデル工事や総合評価の加点措置の導入が広がり
- ◎ 今後さらに地方公共団体等を中心に取組を加速化

【都道府県や市町村に対する普及促進の体制】

- 都道府県や政令市には、ブロック別CCUS連絡会議で情報共有し活用を促進
- 市町村に対しては都道府県公契連を通じて働きかけ



経営事項審査での加点評価

- ◎ 現行の加点評価に加えて、新たに、元請としてのCCUSの取組状況を経営事項審査において評価することを検討

【現行の経営事項審査における加点評価】

- 建設キャリアアップシステムにおいてレベル4・3と判定された者の数に応じて評点を付与 (Z1)
- 建設キャリアアップシステムでレベル2以上にアップした建設技能者の割合に応じて評点を付与(W10)

現場ニーズに応じたツールの多様化

- ◎ 小規模現場におけるスマホや携帯電話での就業履歴の蓄積 (カードリーダーやタッチを不要)



ご自身の顔をスマホにかざして入退場が登録可能



カードリーダーが常設できない現場でも対応可能。
電源なし・現場事務所なし・現場管理者なし

現場管理の効率化・安全書類や建退共等とのデータ連携

現場管理の効率化

(注意) 個々の工事現場の情報のみ閲覧可
(他のゼネコン等の下請の専門工事業者等の技能者情報は閲覧できない)

- ① 施工体制に登録された事業者・技能者の情報 ⇒ 元請で確認が可能
・当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」「立場」「**社保加入**」「**資格保有**」情報
- ② 技能者の就業履歴、出面確認、建退共積立情報 ⇒ 元請・下請で相互確認が可能
・技能者の0日ごとの就業履歴、就業内容 (職種・立場・作業内容等)、建退共充当日数 (月別カレンダー)

安全書類等へのデータ連携

- ◎ 施工体制台帳、再下請負通知書(変更届)、作業員名簿へデータ連携可能(自動反映)
(工事名・発注者名・下請事業者名、社会保険等の加入状況など)
※エクセル表で出力できるため、自動反映される情報以外を手入力で作業することで作業負担が軽減

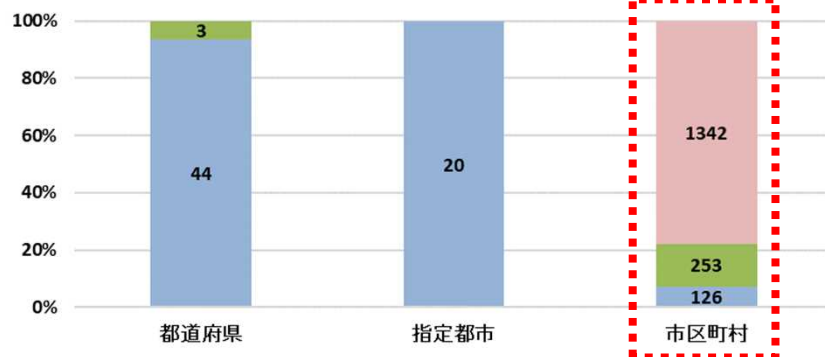
建退共事務の効率化

※令和4年度早期にも『CCUS-建退共』間の就業履歴の連携に向けたシステム運用を開始予定

- ◎ 建退共の電子申請方式の導入に伴いCCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用

週休2日の更なる推進への活用

週休2日モデル工事の実施状況

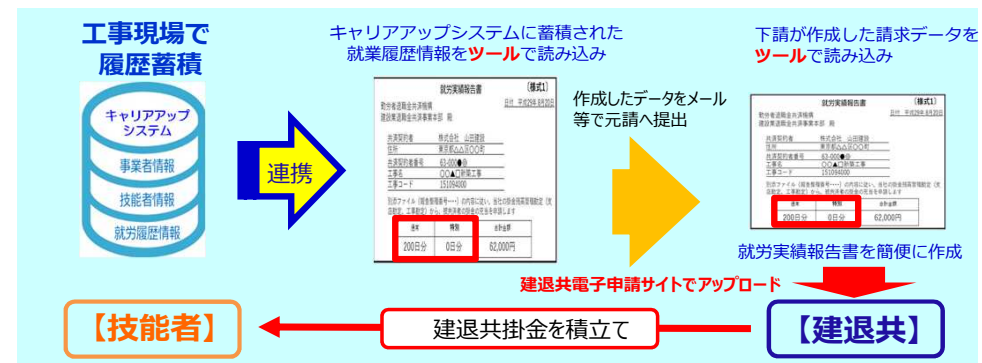


- 都道府県・政令市は64団体が導入
- 市区町村は、1721団体のうち、導入は126団体(別に253団体が検討中)

退職金制度(建退共)の掛金給付との連携

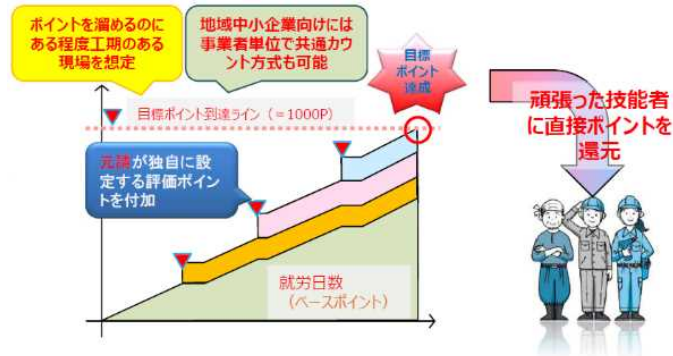
- ◎ 建退共の電子申請方式の導入に伴い、CCUSとの連携を推進 (CCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用)

※令和4年度早期にも『CCUS-建退共』間の就業履歴の連携に向けたシステム運用を開始予定



カードタッチ等の蓄積をポイント還元

- ◎ CCUSの就業履歴数(ベースポイント)と、元請事業主が独自に設定するプログラムにより電子マネー等に還元する仕組みを試行



求人・求職活動との連携

- ◎ 『助太刀』『パワーワーク』といった民間マッチングサービスにおいてCCUS登録済み利用者にCCUSマークをバッジ表示する取組を開始(試行)

- ◎ ハローワークにおいて求職者に対してCCUS登録済み企業への応募を勧奨する等の取組を開始



技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくり (技能者の技能・地位に応じた労務費見積りと尊重)

- ◎ 標準見積書の活用による労務費等の見積り尊重にあわせて、技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくりを促進
- ◎ 各専門工事業団体と連携して、技能者の技能・経験に応じた労務費の見積り等に向けた取組を深化

【下請企業への要請】

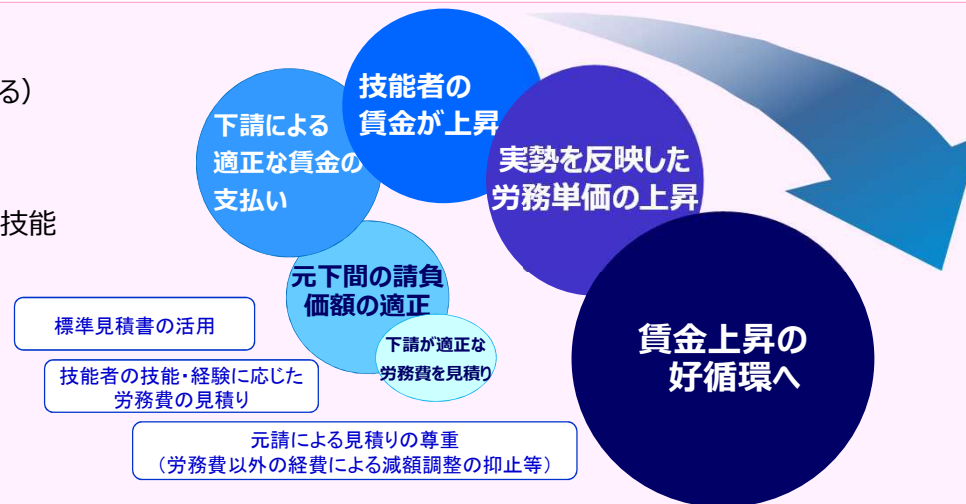
- ・労務費や法定福利費の内訳明示等 (想定人工の積上げによる積算と明示に努める)
- ・可能な場合は技能者の地位や能力に応じた積算を具体的に示す

【元請企業への要請】

- ・法定福利費及び労務費の見積り尊重 (想定人工の積上げによる積算や技能者の技能等に応じた見積りは特に尊重)、その他経費による減額調整の抑止

【技能者の地位や能力を踏まえた内訳の例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円



技能者としての客観的な評価に応じた手当支給 (CCUSの能力評価等を反映した手当の支給)

◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を、優良事例として水平展開

- CCUSのレベル別に日額手当を支給する優良技能者制度を実施 (レベル2 : 500円、レベル3 : 1,000円、レベル4 : 2,000円 (特に模範となる方 : 3,000円)) 【西松建設】
- 優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協会の規則でCCUS加入を義務化 (CCUSカードの色に応じた優良職長の手当てについて検討中) 【奥村組】
- 上級職長である社内マイスターの認定の必須条件としてCCUSの登録を位置づけ (年度未までに未登録のマイスターはマイスター認定を取り消す) (さらに、今年度中に、現行のマイスター手当をCCUSレベルのカードに沿った形での変更を行う予定) 【村本建設】
- 優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金をCCUS登録技能者を対象に全額負担とした 【鹿島建設】
- 導入を検討している優良職長制度においてCCUSを認定基準の一つとしている 【東洋建設】
- 2020年度より、優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加 (独自の労務費補正制度※の出勤簿確認にCCUSの就業履歴を利用可能とした) (※ 現場閉所目標以上の休日取得目標を宣言した協力が会社が個人ベースで目標達成した場合、協力が会社に労務費を5~10%割増補正して支払い) 【五洋建設】
- 優良技能者手当の支給対象者をCCUSレベル4 (ゴールド) の保有者から選定し、日額3,000円を支給 【清水建設】
- 従来の優良職長手当におけるCCUS登録の義務化 【大林組】
- 優良職長の条件としてCCUS登録を位置づけ 【大林道路】

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

(令和3年12月21日 現在)

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【一般土木(WTO対象工事等)】

○ CCUS義務化モデル工事

(全国で21件(R2年度契約))

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○ CCUS活用推奨モデル工事

(全国で39件(R2年度契約))

○地元業界の理解がある24都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨営繕工事

(全国で9件(R2年度契約))

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

(全国で13件(R2年度契約))

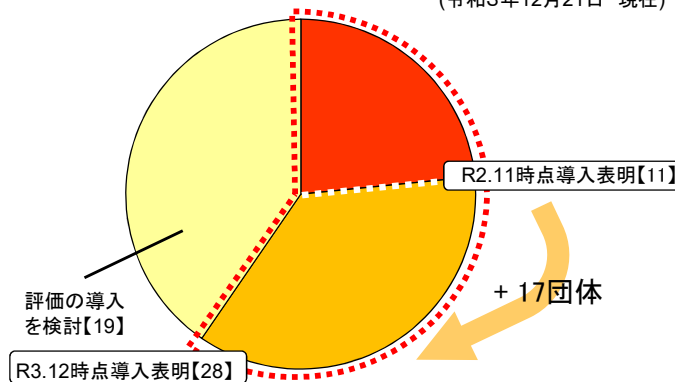
地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○28県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】

(令和3年12月21日 現在)



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施(3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

○UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事でも推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)

○水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

○NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**24都府県で実施予定（他に5協会が検討中）**
- 都道府県発注工事は、**28県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明**
広がりをもさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

(令和4年1月6日 現在)

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		△	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	△
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎、○(予定)
秋田県		△	奈良県	●	△
山形県		△	和歌山県	●	○(予定)
福島県	●	◎	鳥取県		★(予定)
茨城県		●(予定)	島根県	●	◎(予定)
栃木県	●	◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎★	広島県		◎
埼玉県	●	●(予定)	山口県	●	●(予定)
千葉県		△	徳島県		○
東京都	●	△	香川県	○	△
神奈川県		△	愛媛県		●★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県		○	佐賀県	○	△
福井県	●	●○	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		△
長野県	●	◎、○(予定)	大分県		△
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	◎○	鹿児島県	●	●、◎(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	●(予定)
三重県	○	●★			

(令和4年1月6日 現在)

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

- 評価実施
- R4年度までに評価導入予定
- 今後検討

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式（一部類型を除く）の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施



市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況 (令和4年1月6日 現在)

- モデル工事等工事評定での加点: 岡山市など
- ◎ 総合評価における加点: 仙台市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市など
- 入札参加資格での加点: 千葉市、相模原市、郡山市など

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

<都道府県工事での評価>

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中

※赤文字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

『ブロック別CCUS連絡会議』の開催 (全国8ブロックで開催)

各ブロックにおけるCCUSの活用・取組状況を踏まえ、建設業団体と地元都道府県等で情報共有・意見交換を実施
(日建連・各都道府県建設業協会・全中建等が参加)

<第1回連絡会議の開催状況>

- ①09/27 近畿ブロック、②09/28 関東ブロック、③10/1 中部ブロック
- ④10/22 北陸ブロック、⑤10/27 北海道・東北ブロック
- ⑥10/27 四国ブロック、⑦11/24 九州・沖縄ブロック、
- ⑧12/20 中国ブロック

議事

各機関のインセンティブ措置導入済み事例、検討中事項、各団体の取組状況等について説明・意見交換。



今後の方針

- 現場見学会の開催(10月～2月)
- 第2回連絡会議(令和4年2月目途)
 - ・第1回連絡会・現場見学会等で出された意見・論点の整理
 - ・新たなCCUSモデルとなる現場事例の共有
 - ・各都道府県における今後の取組方針 等

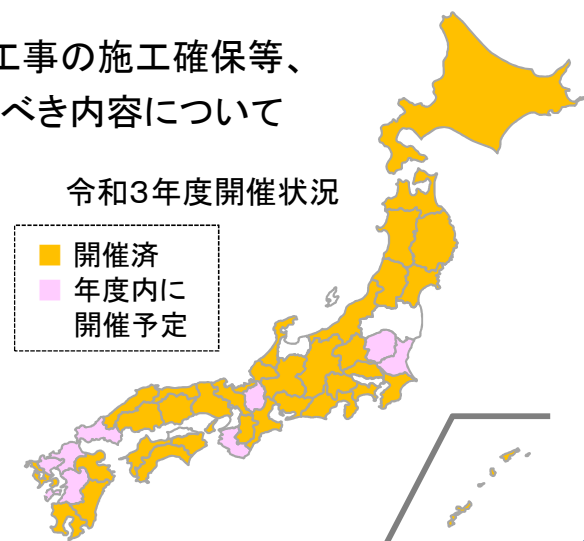
都道府県公契連を通じた市町村への働きかけ (原則すべての都道府県で開催)

都道府県公契連を通じて、各都道府県の市区町村の契約担当課長等に対して直接に働きかけ
(今年度すでに34都道府県で開催済み) ※11/25時点

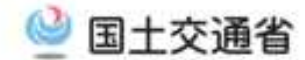
※国・都道府県・市区町村一体となった入札契約の適正化の推進、特に市区町村における入札契約の改善の取組を一層進めるため、令和2年度より、国交省も参加・直接の働きかけを行う取組を強化。

内容

- 入札契約の改善に関する各都道府県の取組状況について、国交省本省より説明
- CCUSの活用推進、公共工事の施工確保等、発注者が連携して対応すべき内容について適切な対応を働きかけ



下請負人に使用される者の労働条件の改善に係る取組

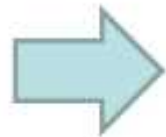


下請負人に使用される者の労働条件に係る取組

- 技能者の処遇改善に関連した取組としては、「技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し、適正な評価と処遇につなげる仕組み」として建設キャリアアップシステムが平成31年4月より本格運用を開始しており、CCUSが導入された建設工事に従事する技能者の就業実績は、業界横断的に蓄積されるため、当該技能者は他の事業主の下で使用される際も、処遇の判断材料となる過去の就業実績を証明することができる。
- ただし、技能者が実際にCCUS上で就業実績を蓄積するには、元請企業がCCUSの現場登録やカードリーダーを設置する等、就業実績を蓄積するための環境を整備し、実績の蓄積に必要な費用(現場利用料等)を負担する必要がある。



- CCUSを導入している元請事企業は、自らの負担により、技能者の労働条件の改善に相応の役割を果たしていると考えられる。
- また、各都道府県発注工事においてもCCUSの企業評価への導入する動きが広がりつつある状況。



CCUSを現場で導入している元請企業を経営事項審査で評価することが適当ではないか。

令和3年8月18日

建設通信新聞

CCUS普及へ実証実験

元請独自のポイント付与スキーム



電子マネー還元で促進

カードタッチでポイント蓄積
元請ごとの現場活動でも加算

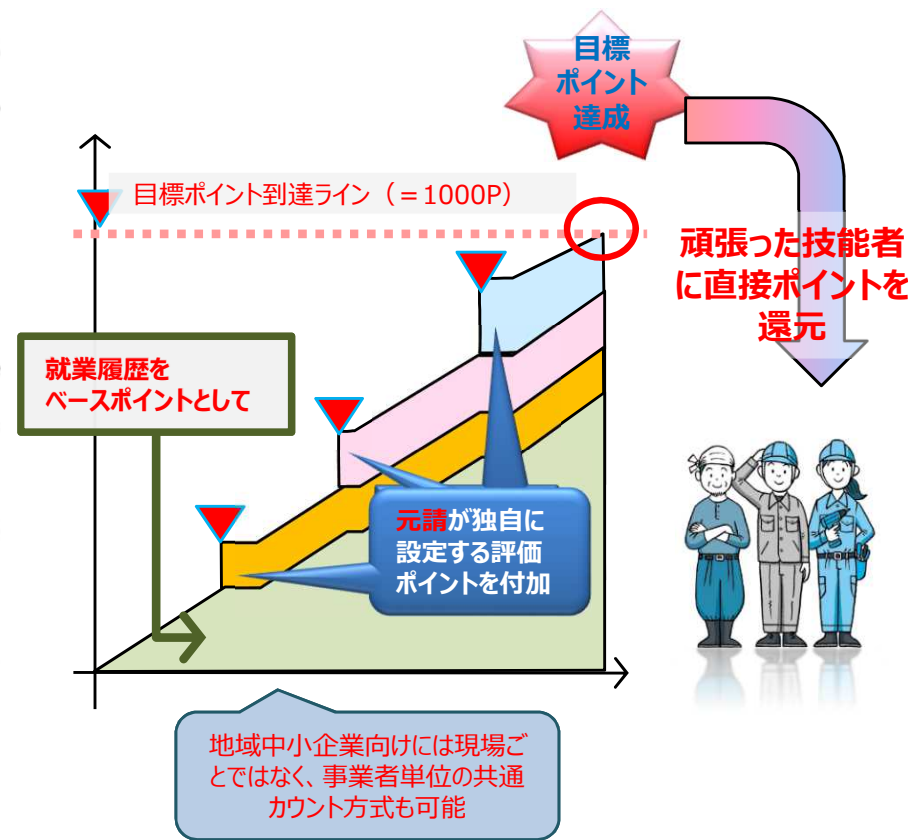
などを還元するイメージだ。9月からの初年度はポイント還元を10%に引き上げる。将来的には比較的短期の短い工事を要する地域中小企業への展開を前提とし、事業者単位で共通カウント方式も可能とする。

CCUSは登録技能者が60万人を突破するなど一定の普及状況だ。CCUSによる技能者の処遇改善はカードタッチが普及するのと同じように、技能者に還元されるポイントが直接的に結びついていくという声が上がっている。元請独自のポイント制度を通じて、元請に比べては安全や生産性向上の取り組みへの積極的な参加を促すことができるといふメリットがある。

建設業振興基金は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の技能者への普及促進に向け、新たな実証実験を始める。CCUSで就業履歴を蓄積（カードタッチ）する技能者のモチベーションが直接的に上がるよう、それぞれの元請事業者が独自に設定するポイントプログラムに応じて、電子マネーが還元される仕組みを試行する。実証実験の第1号は9月1日から奥村組の神奈川県の工事事務所を開始する。

実証実験では、CCUSのネー（QUOカードpay）に交換できる。例えば、カードタッチ1日1回10分、安全衛生講習会への参加30分、合理化提案で50分などを加算していき、累計1000分をためると1000円相当の電子マネー

振興基金



CCUSの就業履歴を蓄積する際・・・こんなお困りごとありませんか？

- ・全ての現場にカードリーダーを設置するためには費用がかかりすぎる。
- ・カードリーダーを設置できない現場がある。
- ・CCUSの施工体制登録等の対応が事業者・技能者ともに負担がかかる。

解決！

本システムは、技能者の携帯電話やスマートフォンで簡単にCCUS就業履歴の蓄積が可能。



簡便に入退場
登録したいなら

電話で

顔認証で

登録場所の真正性
も担保するなら



※事業者は、カードリーダーの持ち込みが不要で、本システム内の情報も簡易に登録可能です。さらに、本システムを活用すれば、CCUSの施工体制登録も不要です。



① 電話発信入退場登録

- ・電話をかけるだけで入退場が登録可能



② 顔認証入退場登録

- ・ご自身の顔をスマホにかざして入退場が登録可能



※現場に掲示されているQRコードの読み取りが必要

携帯電話やスマホを持っていない方は、現場同行者の端末を利用することでそれぞれ対応可能

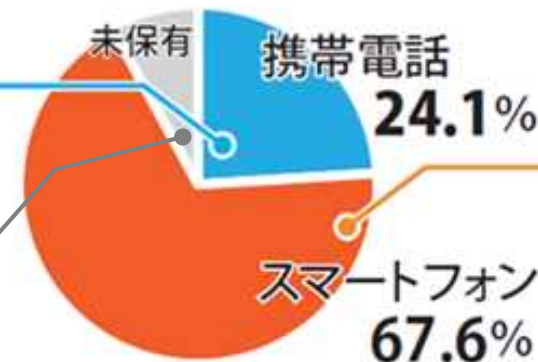
カードリーダーが常設できない現場でも対応可能。
電源なし・現場事務所なし・現場管理者なし

【参考】 モバイル端末保有率について

モバイル端末保有率 [2019年]

スマホが普及しているとはいえ
まだ一定数いるのが現状

一定数の方が未保有



半数以上の方が保有している

※総務省通信利用動向調査抜粋 (2020年5月29日)

標準見積書の活用による労務費及び法定福利費の確保

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

※【建設業者団体宛て】「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)
 【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第16号)
 【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不入企第33号)

下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	○人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	○人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
 - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示
- ◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

民間発注者への要請

- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

CCUSの能力評価等を反映した手当の支給例

CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を、優良事例として水平展開

- ◎ **CCUSのレベル別に日額手当を支給**する優良技能者制度(協力会会員を対象)を実施 (西松建設)
(レベル2:500円、レベル3:1,000円、レベル4:2,000円(特に模範となる方:3,000円))
- ◎ **優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協力会の規則でCCUS加入を義務化。CCUSカードの色に応じた優良職長の手当てについて、令和4年4月1日から運用開始** (奥村組)
(レベル2以下:1,000円(現場マイスター) or 2,000円(エリアマイスター)、レベル3以上:3,000円(スーパーマイスター))
- ◎ **上級職長である社内マイスターの認定の必須条件としてCCUSの登録を位置づけ。(年度末までに未登録のマイスターはマイスター認定を取り消す)。さらに、今年度中に、現行のマイスター手当をCCUSレベルのカードに沿った形での変更を行う予定** (村本建設)
- ◎ **優秀登録職長手当制度の認定要件[鹿島マイスター(スーパーマイスター4,000円/日、マイスター2,000円/日)]及び優良技能者報奨金制度(新E賞:10万円/年)の認定要件にCCUS技能者登録を追加。鹿島マイスターについては、レベル4相当(経験年数10年以上、職長経験3年以上)の技能者であることを要件追加。建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金を、CCUS登録技能者を対象に全額負担とした。** (鹿島建設)
- ◎ **2020年度より、優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。独自の労務費補正制度※の出勤簿確認にCCUSの就業履歴を利用可能とした。** (五洋建設)
※ 現場閉所目標以上の休日取得目標を宣言した協力会社が個人ベースで目標達成した場合、協力会社に労務費を5~10%割増補正して支払い
- ◎ **優良技能者手当(3,000円~1,000円/日)の支給要件にCCUSレベル3以上を追加。** (戸田建設)
- ◎ **優良技能者手当の支給対象者をCCUSレベル4(ゴールド)の保有者から選定し、日額3,000円を支給。** (清水建設)
- ◎ **従来の優良職長手当におけるCCUS登録の義務化** (大林組)
- ◎ **導入を検討している優良職長制度においてCCUSを認定基準の一つとしている** (東洋建設)
- ◎ **優良職長の条件としてCCUS登録を位置づけ** (大林道路)
- ◎ **従来の優良職長制度の認定基準の項目に、「CCUS技能者登録」の追加を検討中** (大成建設)
- ◎ **優良技能者(マスター、マイスター)制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加することを検討中** (前田建設)

○発注者がCCUSを活用し、CCUSモデル工事など、当該工事におけるCCUSの利用状況の確認や、工期内における技能者の週休2日の達成状況を効率的に確認できるよう措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)
(※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。令和4年9月頃からの供用開始を目指す。)

(1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票の確認を可能とする

- ◎ 施工体制台帳の帳票
- ◎ 作業員名簿の帳票
- ◎ 施工体系図の帳票
- ◎ 下請負業者編成表・再下請負通知書の帳票
- ◎ 社会保険加入状況の帳票

※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

書類の事務の合理化

(2) 発注工事におけるCCUSの利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

- ◎ 技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況
- ◎ 事業者のCCUSの登録状況
- ◎ 技能者のCCUS登録状況

(「CCUSの利用状況の確認画面について」参照)

※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況」も確認可能とする。(全工期まとめた集計とすることを検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は55職種により集計を行う。)

CCUSモデル工事の履行状況の確認事務の合理化

(3) 技能者の当該工事における週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できる必要

- ◎ 技能者の週休2日の達成状況

(「週休2日の達成状況の確認画面について」参照)

※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限り、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一覧的に確認することができるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)

週休2日工事における、達成状況の確認に資する (②とセット)

「建設人材育成優良企業表彰」の創設について

- ◆ 建設業が「社会資本整備の担い手」、「地域の守り手」として、機能を引き続き担っていくためには、若年者の担い手の確保と育成が急務
- ◆ そのため、CCUSの普及・活用を図ることにより、技能と経験に応じた処遇と育成が受けられる環境を整備していくとともに、各企業や各団体における担い手の確保・育成に向けた具体的な取組みを喚起していく必要

建設業法（第25条の7）において、「建設工事の担い手の育成及び確保」が建設業者の努力義務として、「必要な知識及び技術又は技能の向上」が技術者・技能者の努力義務として規定



CCUSの活用をはじめとして、技能や経験に応じた給与の引き上げや、キャリアパスに基づいた計画的な人材育成、これらを可能とするための環境整備など、「建設工事の担い手の育成及び確保」に向けて、顕著な功績を上げた企業、団体に対して表彰を行い、その努力を讃えることにより、担い手の育成及び確保に向けた取組みを推進するため、「建設人材育成優良企業表彰」を創設。



「建設人材育成優良企業表彰」の概要

表彰の対象

- 建設業の中長期的な担い手の確保・育成に向け、CCUSの活用をはじめとして、特に若年建設人材の確保・育成に関して、顕著な功績を上げた企業、団体に対して、国土交通大臣等が表彰を行う。
 - ① 以下のような「建設工事の担い手の育成及び確保」に向けた優良な事業・活動を行う企業
 - ・CCUSの活用など、技能や経験に応じて給与を引き上げる企業
 - ・適正な下請代金による請負契約の締結を推進する企業（CCUSの活用などによる労務費、見積尊重や優良職長手当支給）等
 - ・キャリアパスに基づいた計画的な人材育成（CCUSのレベルアップなど）を行う企業
 - ・女性の定着促進を図る企業
 - ② 上記①のような企業による優良な事業・活動を支援する企業や団体
- 本表彰は中長期的な担い手の確保・育成に向けた取組みを顕彰するものであることから、CCUS利用企業（それを支援する企業や団体を含む）を前提条件とする。

実施体制等

- 「建設産業人材確保・育成推進協議会」に選考委員会を設け、協議会構成団体傘下企業を対象に、広く自薦他薦により表彰を行う。
 - 国土交通大臣賞 1～3程度 国土交通省において伝達
 - 不動産・建設経済局長賞 1～3程度 各 地方整備局において伝達
 - 優秀賞 全国で15～30程度 各 地方整備局において伝達

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験について能力評価を実施しています
- 評価は、国土交通大臣が認定した評価基準に基づき、職種ごとの能力評価実施団体が行います

※建設技能者の能力評価制度は「建設技能者の能力評価制度に関する告示」(平成31年3月29日)及び「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に基づき実施されます

建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を蓄積

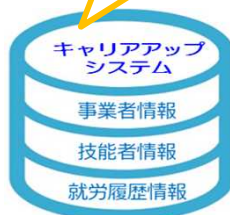
技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行

<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ	
ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	S55 1980/07/28
保有資格	
登録基幹技能者 型枠	2016.06.20
技能講習 玉掛け	2008.05.21
特別教育 ロープ高所作業	2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済
健保 <input type="radio"/> 協会健保 <input type="radio"/> 建退共 <input type="radio"/>	
年金 <input type="radio"/> 厚生年金 <input type="radio"/>	
雇用	

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



- 初級技能者 (見習い)
- 中堅技能者 (一人前の技能者)
- 職長として現場に従事できる技能者
- 高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

(注1) 令和3年4月以降に技能者登録を行った建設技能者の方は、能力評価を受けるためには、まず建設キャリアアップシステムの技能者登録(詳細型)を行ってあることが必要です
 (注2) 評価の対象となる『就業日数』『職長・班長としての経験日数』については、建設キャリアアップシステムの利用開始前の経験について、経過的な措置として、所属事業者等による経歴証明により確認された情報を活用することができます(経過的な措置は令和6年3月31日までにを行う申請について適用されます)

○ 技能者の能力評価は、能力評価制度推進協議会のもと、職種ごとの能力評価実施団体が行います。評価の申請は、職種ごとの能力評価実施団体に対して建設技能者の方^(注)が行っていただくこととなります。

(注) 評価の申請は所属事業者等が代行して行うことが可能です

○ 評価の対象職種及び能力評価の申請手続は、国交省HPを確認の上、各能力評価実施団体HPの手続きに沿ってご確認ください。 ※国交省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

建設技能者の手続き概要

① 評価手数料の振込み

(能力評価制度推進協議会あて口座に振込み)

② 能力評価の申請

(各能力評価実施団体に対して、直接申請)
(郵送、メール及びWEB)

必要な申請書類

- ① (建設技能者の)CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
- ③ 手数料の振込明細 (※振込時の領収書等を添付)
- ④ 経歴証明書^(注) 等

申請書類様式は、各能力評価実施団体HPよりダウンロードできます

(注) ④「経歴証明書」はCCUS利用開始前の経験の評価を求める場合に必要となります

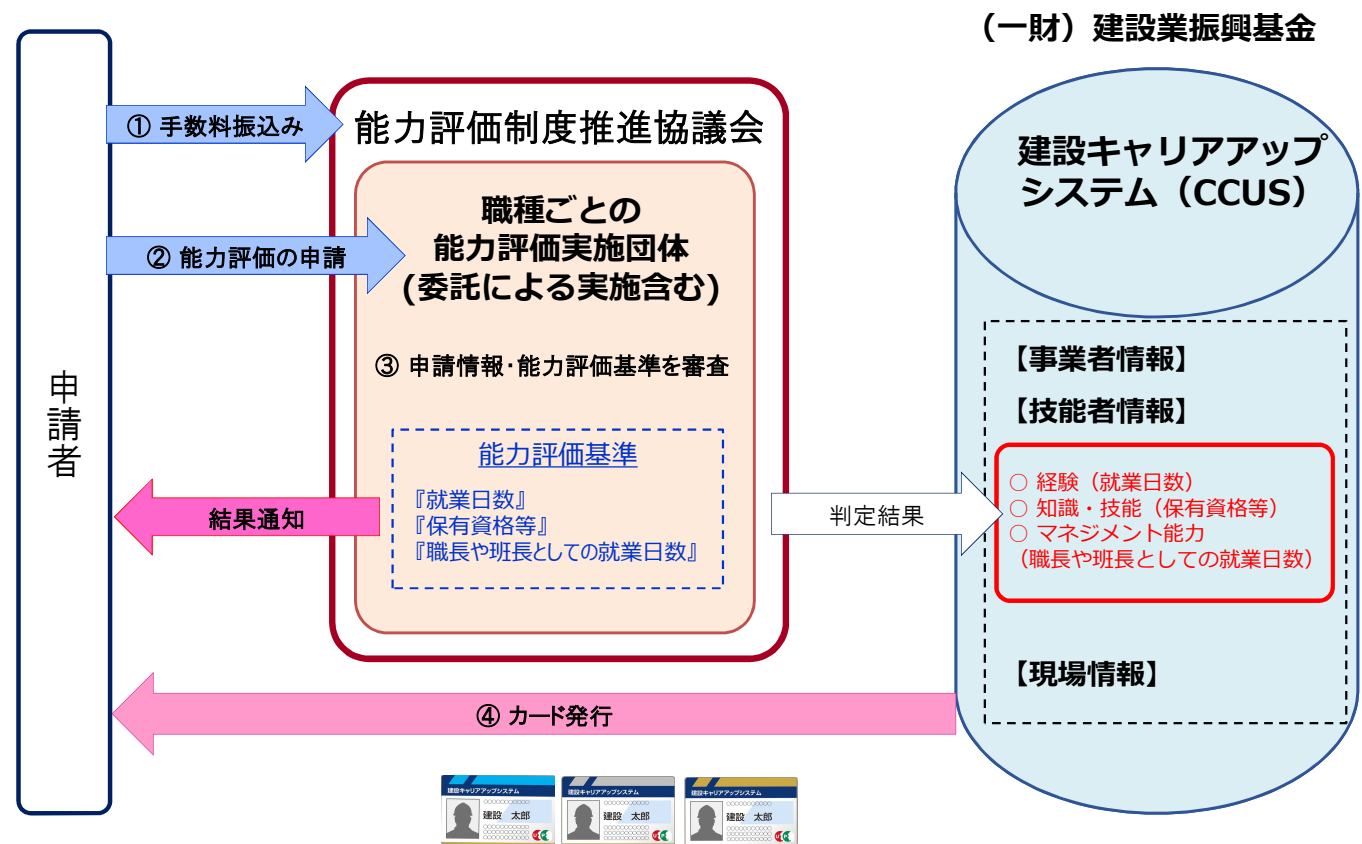
③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施

④ (能力評価を反映した)カードの発行

※ 別途、「能力評価(レベル判定)結果通知書」が申請者に送付されます

※申請者あてに発効後のカードが到着するまで、おおむね1か月～2か月程度の見込みとなります。

能力評価の実施フロー



※ 『能力評価制度推進協議会』は、能力評価実施機関 3 5 職種 4 9 団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会。
(事務局：国土交通省及び (一社) 建設業専門工事業団体連合会)

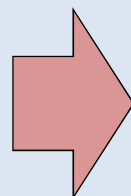
- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等

施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等

コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等



【評価結果】 評価を受けた職種について ☆☆☆☆の4段階で評価

職種
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆

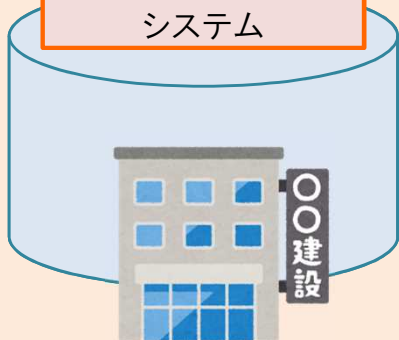


(見える化ロゴマーク・バナー)

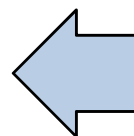
・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

【評価の申請者】 専門工事企業

建設キャリアアップシステム



見える化評価の申請



評価結果通知

【評価実施機関】 専門工事業団体



評価基準を策定し、評価を実施。結果を公表

専門工事業団体
(評価実施機関)

◎ 申請する事業者は見える化評価の職種について建設キャリアアップシステムの事業者登録をしてあること

施工能力（レベル3以上の技能者数の割合）について申請を行う職種の技能者の能力評価を反映

建設技能者の能力評価制度



初級技能者
(見習い)

中堅技能者
(一人前の技能者)

職長として現場に従事できる技能者

高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

- ◎ 評価実施機関が策定する評価基準を認定
- ◎ 評価基準を公表

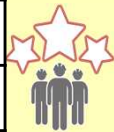
※評価結果は国土交通省のホームページでも公表

専門工事企業

専門工事企業の施工能力等の見える化評価

- ◆【評価結果】『☆～☆☆☆☆』の4段階で評価
- ◆取引先やリクルート活動においてPRに活用

職種
基礎情報	★★★★★
施工能力	★★★★★
コンプライアンス	★★★★★



※評価実施企業は、見える化
ロゴマーク、バナーの使用
が可能

【専門工事業者からの声】

- 『技能者を直接抱えて施工ができる専門工事企業が評価される建設業につなげたい』（機械土工業者）
- 『エンドユーザーに自社の施工能力を直接アピールしたい』（工務店業者）
- 『会社の善し悪しが見えて、人が集まる会社として採用活動でもPRできるようになる』（躯体業者）
- 『施工力があり、CCUSに登録している真面目な企業が生き残れる環境づくりになる』（型枠業者）



元請企業

- ◆下請業者の選定や新規開拓、評価基準に活用
- ◆協力会社のレベルアップ、意識向上に



【元請企業からの声】（大手・中堅ゼネコン）

- 『協力会社以外に下請業者を新規開拓するために活用したい』
- 『実績が希薄な地域で施工を行う際に地元業者を開拓するため』
- 『業務拡大に伴い競争力・供給能力を拡充するために下請として活用可能な選択肢の範囲を広げたい』
- 『協力会社のレベル底上げや競争力のきっかけ、意識向上に繋げる』
- 『自社の評価に加え、公的側面からの評価基準として採用を検討』

PR

選択・評価

求人活動

- ◆ハローワークで建設業入職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業（見える化評価企業）への応募勧奨や特記事項でPR
【記載例】「建設キャリアアップシステム登録事業者です」「見える化評価制度で「☆4つ」取得しています」
- ◆就職時に技能者を育成する企業として選択が可能



連携が可能に

PR

選択・評価

エンドユーザー

- ◆新築やリフォーム工事で施工業者の選定に活用



証紙貼付方式と電子申請方式の比較

共済証紙の貼付がなくなることで、掛金納付に関連する事務負担が軽減

事務名	共済証紙貼付方式	電子申請方式
1 共済証紙の購入	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者が金融機関窓口で共済証紙を購入 金融機関が掛金拠出者に対して、掛金収納書(紙)を発行 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者はペイジー決済または口座振替で退職金ポイントを払込み 掛金拠出者は、電子申請システムより掛金収納書(電子版)をダウンロード
2 就労状況報告 共済証紙の交付	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は就労状況報告書等により、就労状況を報告し共済証紙を請求 掛金拠出者は、就労状況を確認し、共済証紙を交付 雇用者は、共済証紙を受け取り 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は就労実績報告作成ツールで就労状況を報告 掛金拠出者は、就労実績報告作成ツールで就労状況を確認 掛金拠出者は、電子申請システムで雇用者から申請され、承認した就労状況データを建退共に送信
3 共済証紙の 貼付・消印	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は、被共済者の共済手帳に共済証紙を貼付して消印 	<p>(不要)</p>
4 証紙受払簿の記入 証紙の管理・保管	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者は、証紙購入、証紙交付情報を証紙受払簿に記入 雇用者は、証紙受給、証紙交付、証紙貼付情報を証紙受払簿に記入 掛金拠出者と雇用者は未使用の共済証紙を管理・保管 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者と雇用者が電子申請システムから「掛金充当書」をダウンロードし、充当状況を確認

※ 掛金拠出者とは、下請から掛金納付事務を受託して、共済証紙を購入（証紙貼付方式）または、退職金ポイントを払込む（電子申請方式）者（いわゆる元請）

○ 厚生労働省と連携し、全国のハローワークや公共職業能力開発施設において以下の取組を実施（R3.7.30～）

- ① 建設業への入転職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業への応募勧奨
- ② 技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主（求人者）に対し、求人票の作成支援

【求職者にとってのメリット】

- CCUS登録企業であることで、技能者の適正な評価や魅力ある労働環境づくりに取り組む企業と判断するのに役立ち、企業選択に活用できる。

⇒ 長期にわたって働き続けられる企業を選択しやすくなる

【専門工事業者等、求人者にとってのメリット】

- ハローワークにおいて求職者への応募勧奨を受けることが可能となることに加え、求人票の「求人に関する特記事項」欄にCCUSに係る取組を記載することが可能。

（記載例）

建設キャリアアップシステム登録事業者です。
施工能力等の見える化評価制度で「☆4つ」取得しています。

⇒ 求職者に対する発信力を高めることで、担い手を確保することができる

【建設事業主向けリーフレット】

従業員を採用したい建設事業者の皆さま

建設現場で働く若手が求めることトップ3

- 第1位 週休2日制の推進
- 第2位 仕事が年間を通じてあること
- 第3位 能力や資格を反映した賃金

建設キャリアアップシステム (CCUS) は、

- ✓ 職人の適正な評価と給与の引上げ
- ✓ 職人を育てる企業が評価され、受注機会が確保される環境整備

を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。
2023年度から「あらゆる工事でCCUSを完全実施」を目指しています。

【求職者向けリーフレット】

建設業界への就職を希望される皆さま

建設業界が変わる!

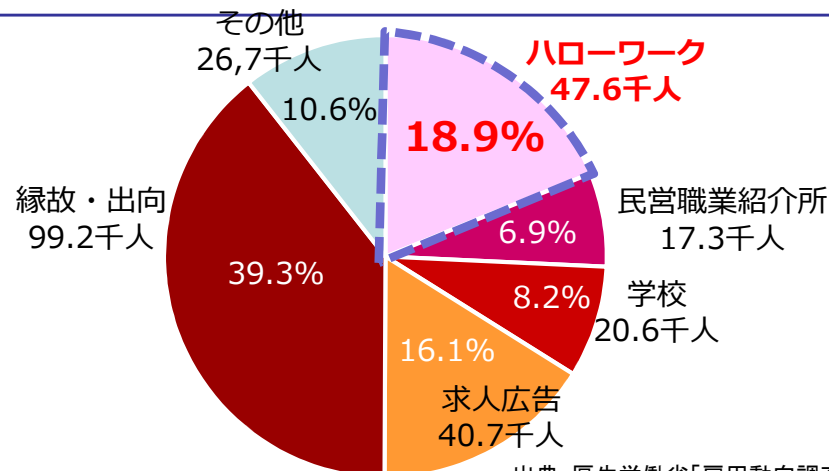
新3K に向け、官民一体で取り組んでいます!

新3Kとは・・・

- 給与(K)**
 - ・賃金改善を推進 (10%以上)
 - ・雇人の給与は約18%UP
- 休暇(K)**
 - ・土日祝日のほか、週休2日を確保し
 - ・働き方改革により、労働時間を短縮
- 希望(K)**
 - ・「建設キャリアアップシステム(CCUS)」で技能と経験を証明
 - ・技能と経験のレベルに応じた4色のカードを交付
 - ・カードの色に応じた賃金支払の実現を目指します

詳しくは裏面へ

○建設業の入職経路におけるハローワークの状況



出典:厚生労働省「雇用動向調査」(令和元年度)

人材確保

※◆は建設業に特化した支援
()内は令和3年度当初予算額

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【一部新規】

68.4億円(60.9億円)

- ・ 雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に経費や賃金の一部を助成する。助成目的別に人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。
- ・ 人材確保等支援助成金において、建設キャリアアップシステム等普及促進コース(仮称)を新設し、建設事業主団体が実施するCCUS技能者登録料等の補助やCCUS登録等に係る申請手続支援、就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等に対し支援する。
- ・ 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について、建設キャリアアップカード登録者については賃金助成額を1.1倍にする。(令和4年度まで延長)。

◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援【拡充】

44.4億円(45.0億円)

- ・ 医療・福祉、建設、警備、運輸などの雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、関係機関等と連携した人材確保支援を実施する。
- ・ 「人材確保対策コーナー」においては、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等を開催する。
- ・ 「人材確保対策コーナー」を中心に、ハローワーク利用者に対してCCUS制度を周知するとともに、建設業の就職を希望する求職者に対してCCUS登録済み建設事業主の求人情報を提供し、応募を勧奨する。

◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援【継続】

18百万円 (18百万円)

- ・ 建設等も含めた多様な業種に関する職業理解を進めるため、業界団体や地元企業による高校内企業説明会等を実施する

CCUSの推進体制について

システム
運営

制度に関する情報発信・共有、普及促進

運営協議会

地方の
公共工事



都道府県
レベルの
普及促進

ブロック別CCUS連絡会議

- 地方公共団体の発注工事における普及促進
- 地元の元請建設企業等との情報共有や利用促進

CCUS評価制度懇談会

- 主要な専門工事業団体との定期的な対話・意見交換
- 能力評価の普及促進に向けた取組
- 見える化評価の普及促進に向けた取組

⇒ 能力評価に関する制度の変更等については能力評価協議会を通じて執行

地域の専門工事業との対話・連携
(都道府県CCUS官民連絡協議会)

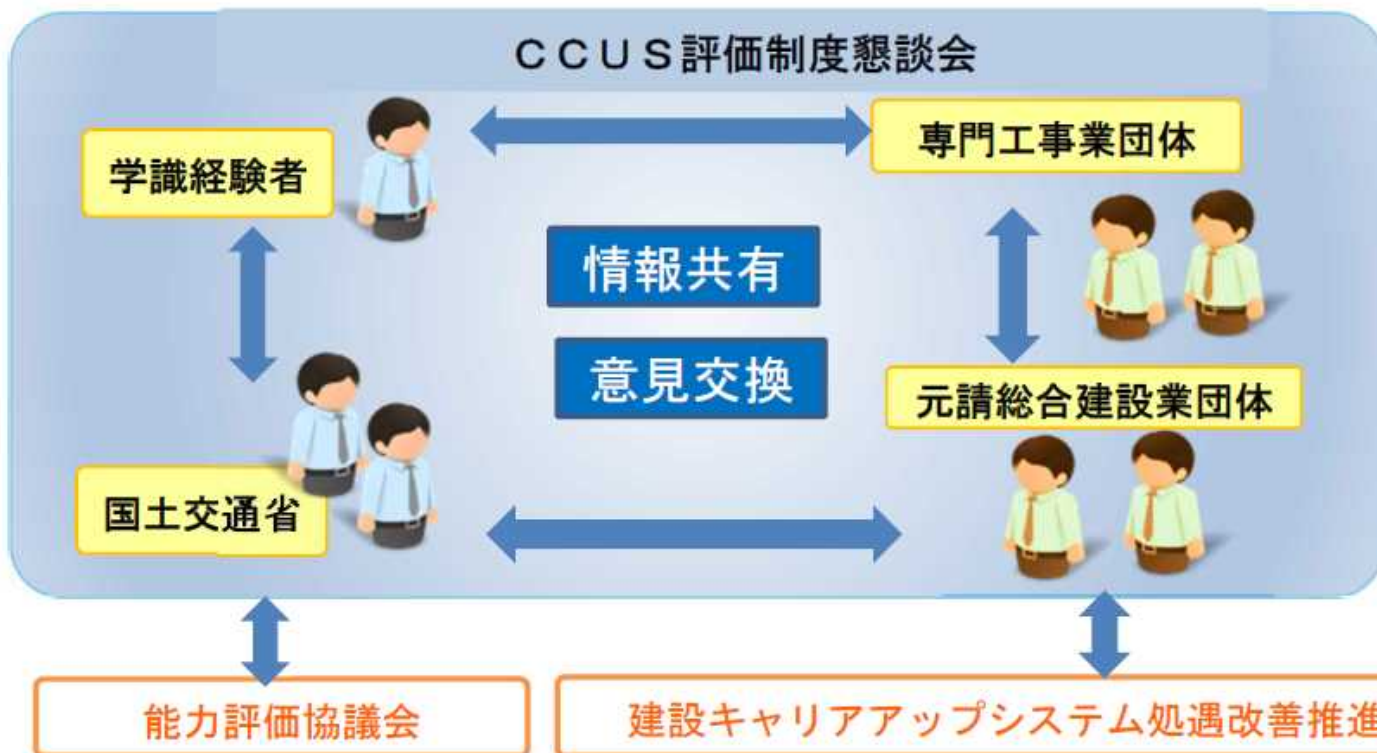
- 都道府県レベルの専門工事業団体との情報共有や意見交換、普及促進

※都道府県の元請建設業団体の理解も踏まえつつ、各都道府県建産連等と連携
(今年度はまず10県程度で設置予定)

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会

※建設業4団体のほか、能力評価実施団体や民間発注者等を含め建設業界全体として推進する体制

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)については、平成31年4月から運用が開始され、技能者登録は76万人、事業者登録も15万事業者と着実に利用が進んでいる。
- 建設技能者に対するアンケートにおいては、技能者の技能・経験が客観的に証明・評価されることや、それに応じた処遇について期待する声が寄せられている。
- 今後はCCUSの現場利用を、建設技能者の能力評価や専門工事企業の施工能力等の見える化、そして処遇改善につなげることが重要であり、これらの担い手である専門工事業団体を中心に、関係者と情報共有や意見交換を行い、制度の普及や必要な改善につなげることが必要。



【主な構成員】

- 蟹澤宏剛 芝浦工大教授
- 主な専門工事業団体等
- 元請総合建設業団体
- 国土交通省、建設業振興基金 等

【主な議題】

- 専門工事業団体との対話・意見交換
- 能力評価の普及・改善
- 見える化評価の普及・改善 等

蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授

(一社)全国基礎工事業団体連合会

(一社)全国建設室内工事業協会

(一社)日本型枠工事業協会

(一社)日本機械土工協会

(一社)日本建設躯体工事業団体連合会

(一社)日本左官業組合連合会

(一社)日本鳶工業連合会

(一社)日本造園建設業協会

(一社)日本塗装工業会

(公社)全国鉄筋工事業協会

全国管工事業協同組合連合会

(一社)建設産業専門団体連合会

(一社)日本空調衛生工事業協会

(一社)日本電設工業協会

(一社)JBN・全国工務店協会

全国建設労働組合総連合

(一社)日本建設業連合会

(一社)全国建設業協会

(一社)全国中小建設業協会

(一社)住宅生産団体連合会

(一財)建設業振興基金

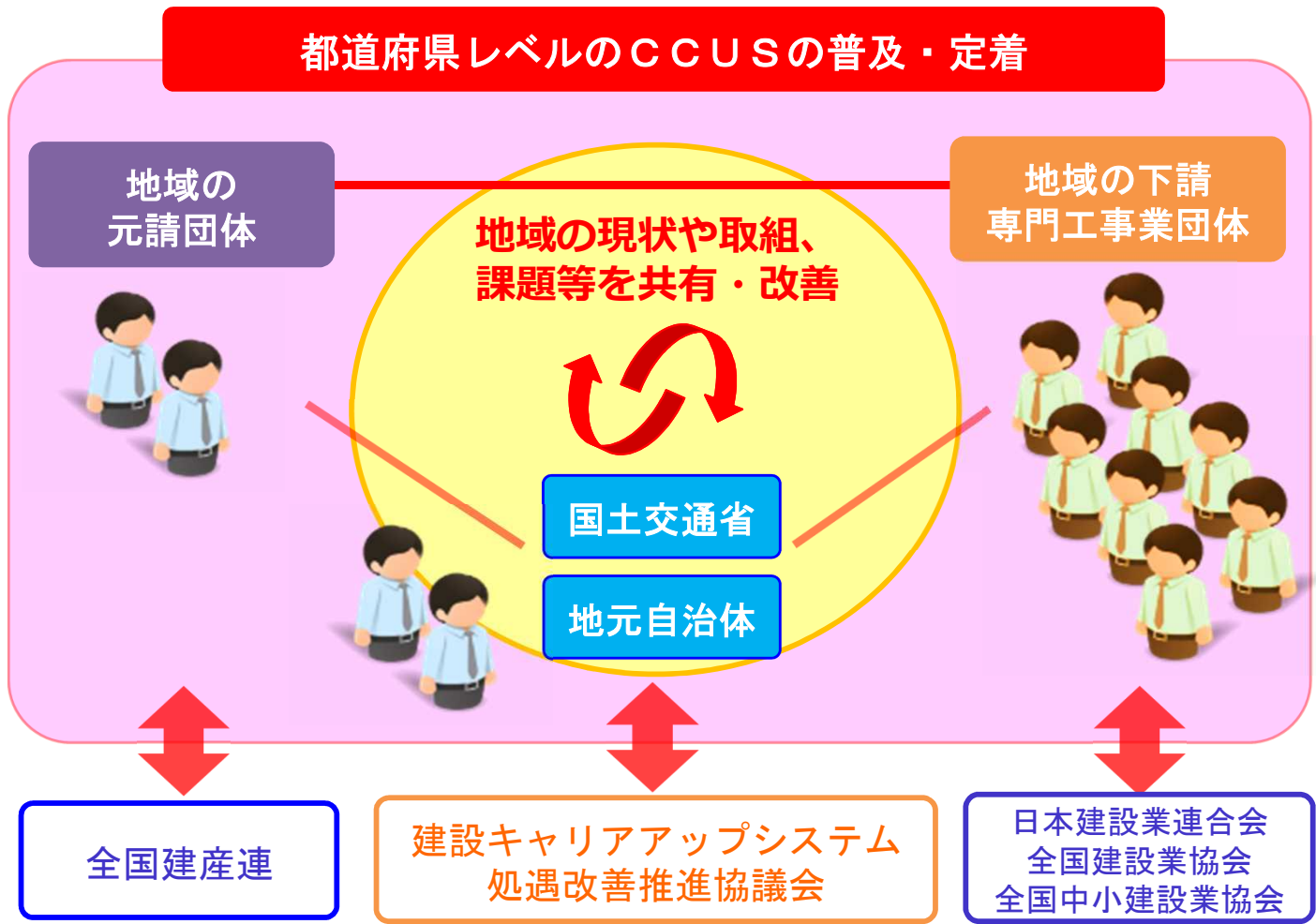
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

課長 西山 茂樹

専門工事業・建設関連業振興室長 横田 僚子

建設キャリアアップシステム推進室長 沖本 俊太郎

- CCUSの普及・定着を図る観点からは、地域の実情を踏まえながら、都道府県ごとに元請企業や下請専門工事業との連携と意見交換等を通じた取組の促進が重要
- このため、地元業界の理解のある都道府県を中心に、都道府県建産連などと連携し、各都道府県の元請企業や下請専門工事業との対話・意見交換等のネットワークづくりを進める ※令和3年度まずは約10都道府県の設置を目指す



[主な構成員]

- 国土交通省(建設市場整備課等)
- 建産連などの主な専門工事業団体等
- 地元都道府県・政令市

[主な取組]

- CCUSに関する情報共有や意見交換
- 会員企業への説明会開催(適宜)等

【参考】
 全建・地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト参加協会
 秋田・宮城・福島・栃木・群馬・埼玉・東京・山梨・長野・静岡・愛知・岐阜・三重・石川・富山・福井・京都・大阪・和歌山・兵庫・奈良・岡山・島根・山口・徳島・佐賀・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

[担当]

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室／建設キャリアアップシステム推進室

「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」について

○建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。

※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

構成団体等（合計103団体）

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

建設業団体(80団体)

- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) 建設産業専門団体連合会 ○
- (一社) 建築開口部協会
- (一社) 住宅生産団体連合会
- (一社) 消防施設工事協会
- (一社) 情報通信エンジニアリング協会
- (一社) 全国基礎工事業団体連合会
- (一社) 全国クレーン建設業協会
- (一社) 全国建行協
- (一社) 全国建設業協会 ○
- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
- (一社) 全国建設室内工事業協会
- (一社) 全国タイル業協会
- (一社) 全国ダクト工業団体連合会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 全国鐵構工業協会
- (一社) 全国道路標識・標示業協会
- (一社) 全国特定法面保護協会
- (一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 全日本瓦工事業連盟
- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本アンカー協会
- (一社) 日本ウエルポイント協会
- (一社) 日本ウレタン断熱協会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社) 日本海上起重技術協会
- (一社) 日本型枠工事業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本基礎建設協会
- (一社) 日本橋梁建設協会
- (一社) 日本金属屋根協会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本グラウト協会
- (一社) 日本計装工業会
- (一社) 日本建設業経営協会
- (一社) 日本建設業連合会 ○
- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- (一社) 日本建設組合連合
- (一社) 日本建築板金協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本シャッター・ドア協会
- (一社) 日本潜水協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本塗装工業会
- (一社) 日本鳶工業連合会
- (一社) 日本トンネル専門工事業協会
- (一社) 日本内燃力発電設備協会
- (一社) 日本配管工事業団体連合会
- (一社) 日本保温保冷工業協会
- (一社) 日本屋外広告業団体連合会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) ビルディング・オートメーション協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- (一社) フローリング協会
- (一社) マンション計画修繕施工協会

- (公財) 建設業適正取引推進機構
- (公社) 全国解体工事業団体連合会
- (公社) 全国鉄筋工事業協会
- (公社) 日本エクステリア建設業協会
- 全国圧接業協同組合連合会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
- 全国管工事業協同組合連合会
- 全国建設業協同組合連合会
- 全国建設労働組合総連合 ○
- 全国建具組合連合会
- 全国ポンプ・圧送船協会
- 全国マスタック事業協同組合連合会
- 全日本板金工業組合連合会
- ダイヤモンド工事業協同組合
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体(7団体)

- (一財) 建設業振興基金
- 建設業労働災害防止協会
- (公財) 建設業福祉共済団
- 全国社会保険労務士会連合会
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 日本行政書士会連合会
- 日本建設産業職員労働組合協議会

国土交通省

- 大臣官房会計課
- 大臣官房技術調査課
- 大臣官房官庁営繕部計画課
- 不動産・建設経済局建設業課
- 不動産・建設経済局建設市場整備課(事務局)

発注者団体(16団体)

- (一社) 全国住宅産業協会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本経済団体連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電機工業会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会
- (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
- (公社) 全日本不動産協会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (公社) 日本建築積算協会
- 電気事業連合会
- 日本商工会議所

オブザーバー(地方関係団体)

- 全国市長会
- 全国知事会
- 全国町村会

行政関係機関

- 厚生労働省
- 労働基準局労働保険徴収課
- 職業安定局雇用保険課
- 職業安定局建設・港湾対策室
- 雇用環境・均等局勤労者生活課
- 保険局保険課全国健康保険協会管理室
- 年金局事業管理課
- 日本年金機構 厚生年金保険部

建設キャリアアップシステム

国土交通省ポータルサイト

「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組みです。若い世代の技能者の方がキャリアパスや処遇の見直しをもてる、技能・経験に応じて給与を上げる、技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指し、国交省と建設業団体で連携して普及・利用促進に取り組んでいます。

- | | | |
|--|---|---|
| <p>CCUSの概要 ▶</p> <p>○制度の概要や機能・メリット、目指す道筋等をご紹介します</p> | <p>建設業振興基金CCUSサイト ▶
<small>※ (外部サイト)</small></p> <p>○システムへの登録や利用に関する情報</p> | <p>建設業で働くやりがい・魅力 ▶
<small>(関連リンク集)</small></p> <p>○建設業で働く方の地域の安全・安心や災害時の活動等を紹介するリンク集です</p> |
| <p>労務費等につなげる取組 ▶</p> <p>○能力評価などを労務費等につなげる取組をご紹介します</p> | <p>建退共との連携 ▶</p> <p>○建退共の電子申請方式等との連携を進めています</p> | <p>公共工事でのインセンティブ ▶</p> <p>○直轄工事や都道府県等の公共工事におけるインセンティブを掲載しています</p> |
| <p>技能者の方の能力評価制度 ▶</p> <p>○技能者の方のステップアップに関する手続きなどをご紹介します</p> | <p>施工能力等の見える化 ▶</p> <p>○専門工事企業の施工能力等の見える化に関する手続きなどをご紹介します</p> | <p>各種施策連携・支援策 ▶</p> <p>○ハローワークや、各種助成制度、他の施策との連携を推進しています</p> |
| <p>現場利用の手引き ▶</p> <p>○CCUSを現場利用する場合の基本的なポイントをご紹介します</p> | <p>下請事業者向け手引き ▶</p> <p>○下請事業者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します</p> | <p>技能者向け手引き ▶</p> <p>○技能者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します</p> |
| <p>CCUS登録事業者検索 ▶
<small>※ 建設業振興基金へ (外部)</small></p> <p>○登録済事業者が検索できます</p> | <p>推進体制 ▶</p> <p>○制度の運営や普及促進に関する体制や会議資料等を掲載しています</p> | <p>関係資料 ▶</p> <p>○制度全般に関する通知や関連資料などをご紹介します</p> |